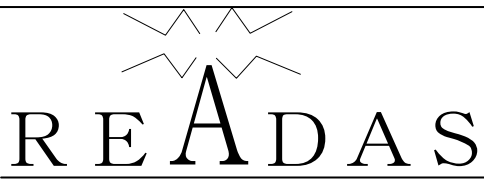


第 4659 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月31日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員の退職所得課税の改正

**Q**：平成25年から、役員の退職所得課税が改正になるそうですが、平成24年に退職して、平成25年に支給額が確定するような場合はどのような取扱いになりますか？

**A**：収入すべきことが確定した日で判断します。

### 【解説】

平成24年度の税制改正により、退職所得課税の見直しが行われ、勤続5年以下の特定役員の退職所得の計算について、いわゆる2分の1課税がなくなり、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が退職所得とされることになりました。

この改正は平成25年分の所得税から適用されることになっていますので、どちらの年分の所得になるのかはとても重要になるのですが、所得税では、退職所得の収入すべき時期は原則、退職所得の支給の基因となった退職の日によるものとしています。

ただし、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものは、役員の退職後に株主総会等の決議があった日としており、さらには、その決議が退職手当等の支給だけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日等としています。

つまり、平成24年中に退職した場合でも、株主総会等の決議が必要で、その決議が平成25年になったという場合には、改正後の適用を受けることになります。

